

## 浪江町次世代自動車導入補助金交付要綱

令和4年5月20日

告示第65号

(趣旨)

第1条 この要綱は、本町における燃料電池自動車及び電気自動車(以下「次世代自動車」という。)の普及を促進し、ゼロカーボンシティの推進を図ることを目的として、次世代自動車を導入した者に対して、予算の範囲内で補助金を交付することについて、浪江町補助金等の交付等に関する規則(昭和60年浪江町規則12号。以下「規則」という。)及び浪江町補助金交付要綱(昭和60年浪江町訓令第10号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 燃料電池自動車 搭載された燃料電池によって駆動される電動機のみを原動機とし、内燃機関と併用しない自動車をいう。
- (2) 電気自動車 搭載された電池(燃料電池を除く。)によって駆動される電動機のみを原動機とし、内燃機関と併用しない自動車をいう。
- (3) 事業用自動車 道路運送法(昭和26年法律第183号)及び貨物自動車運送事業法(平成元年法律第83号)に基づく貨物自動車運送事業又は旅客自動車運送事業の用に供される自動車で、自動車検査証の自家用・事業用の別の欄が事業用となっている自動車をいう。
- (4) 架装又は改造経費 次世代自動車を事業用自動車として使用するために、目的及び用途に応じて必要不可欠な車両の構造等の変更又は特殊装備を搭載することに要する費用をいう。

(対象者等)

第3条 補助金は、次に掲げる者を対象として交付するものとする。

- (1) 町内に住所を有する者(以下「町民」という。)

(2) 町内に事業所等を有する法人(以下「事業者」という。)

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者には、補助金を交付しない。

(1) 浪江町税を滞納している者

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員である者

(対象経費等)

第4条 専ら町内で使用される次世代自動車の新車購入及び架装又は改造経費を対象とし、補助の要件、補助対象経費及び補助額は、別表に定めるとおりとする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金の交付を受けようとする会計年度の3月15日(休日等の場合はその前の休日等でない日。)までに、浪江町次世代自動車導入補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付して町長に提出するものとする。

ただし、第3号の書類については、町が保有する情報を調査することについて、申請者が同意する場合は省略することができる。

(1) 事業報告書(様式第2号)

(2) 収支決算書(様式第3号)

(3) 町税等の未納がないことを証する書類

(4) 暴力団等反社会勢力でないことの表明及び確約に関する同意書(様式第4号)

(5) 対象車両の自動車車検証の写し(架装及び改造経費に係る補助を受ける場合は、自動車検査証の自家用及び事業用別の欄が事業用となっているもの)

(6) 売買契約書又はリース契約書の写し

(7) 町内が保管場所となっている自動車保管場所証明書(車庫証明書)の写し。ただし、軽自動車の場合は保管場所自認書(様式第5号)と、町内が使用の本拠の位置となっている自動車検査証記録事項の写し

(8) 架装又は改造経費に係る補助を受ける場合は、架装又は改造に係る経費の内訳及びその必要性が分かる書類

(9) 補助金を入金する口座が確認できる預金通帳の写し

(10) その他町長が必要と認めて指示する書類

2 前項に規定する補助金の交付の申請は、補助事業等の実績に基づき精算額で行うものとする。

(交付の決定)

第6条 町長は、規則第5条の規則により交付を決定する場合は、浪江町次世代自動車導入補助金交付(不交付)決定通知書(様式第6号)により行うものとする。

(交付の請求)

第7条 前条の交付の決定を受けた者は、浪江町次世代自動車導入補助金交付請求書(様式第7号)を町長に提出しなければならない。

(交付の条件)

第8条 規則第6条第1項第5号に規定するその他別に定める事項は、補助金に係る帳簿及び証拠書類を整備し、事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存することとする。

(財産の処分の制限)

第9条 補助金の交付を受けた者は、規則第18条に規定する承認を受けようとするときは、あらかじめ処分承認申請書(様式第8号)を町長に提出しなければならない。

2 規則第18条ただし書に規定する町長が定める期間は、5年とする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

別表(第4条関係)

補助対象	補助の要件	補助対象経費	補助額
燃料電池自動車	(1) 平成29年3月31日以降、燃料電池自動車を購入するため自動車検査証の交付を受け、町内を	車両本体の購入に係る経費	補助対象経費以内の額とし、30万円を限度額とする。

	<p>使用の本拠の位置とした自動車保管場所証明書(車庫証明書)を取得し、購入代金を全額支払っていること。又は所有者との間でローン契約が成立していること。</p> <p>(2) 自動車販売事業者が使用者となる場合は、車両の販売促進活動に使用しない(同車種の燃料電池自動車を販売する見込みがない)こと。</p> <p>(3) 補助金の交付を受けようとする燃料電池自動車に対するこの要綱に基づく補助金以外の地方公共団体(県を除く)の補助金、交付金その他これに類するものの交付を受けていないこと又は交付を受ける予定がないこと。</p>		
電気自動車	<p>(1) 平成29年3月31日以降、電気自動車を購入するため自動車検査証の交付を受け、町内を使用</p>	車両本体の購入に係る経費	補助対象経費以内の額とし、7.5万円を限度額とする。

	<p>の本拠の位置とした自動車保管場所証明書(車庫証明書)を取得し、購入代金を全額支払っていること。又は所有者との間でローン契約が成立していること。</p> <p>(2) 自動車販売事業者が使用者となる場合は、車両の販売促進活動に使用しない(同車種の電気自動車を販売する見込みがない)こと。</p> <p>(3) 補助金の交付を受けようとする電気自動車に対するこの要綱に基づく補助金以外の地方公共団体(県を除く)の補助金、交付金その他これに類するものの交付を受けていないこと又は交付を受ける予定がないこと。</p>		
架装又は改造経費	<p>(1) 平成29年3月31日以降、自動車検査証の交付を受け、町内を使用の本拠の位置とした自動車</p>	<p>事業用自動車として使用するために必要不可欠な架装又は改造に係る経費</p>	<p>補助対象経費の1/2以内の額とし、20万円を限度額とする。</p>

	<p>保管場所証明書(車庫証明書)を取得した事業用自動車に対する架装又は改造経費であること。</p> <p>(2) 事業用自動車の用に供するために必要不可欠な機能及び能力を搭載するための架装又は改造経費であり、使用者の営業広告に活用するものでないこと。</p> <p>(3) 車両機構との一体性等が確保され、他の車両に転用されることがないこと。</p>		
--	--	--	--

様式第1号(第5条関係)

様式第 1 号 (第 5 条関係)

年 月

浪江町長

申請者 住 所

氏 名

(電話

※事業者又はリース事業者の場合は、事業者名、代表者の職及

※申請者本人及び事業者は、代表者本人の直筆の場合、押印不

浪江町次世代自動車導入補助金交付申請書

浪江町次世代自動車導入補助金交付要綱第 5 条の規定により、下記のとおり補助金の交付を申す。

補助事業の名称	浪江町次世代自動車導入事業
種別	燃料電池自動車 ・ 電気自動車
購入費用	
架装・改造経費	
申請額	
摘要	

様式第2号(第5条関係)

様式第 2 号（第 5 条関係）

事業報告書

補助事業の名称		浪江町次世代自動車導入事業
種別		燃料電池自動車 ・ 電気自動車
申請者	氏名（※1）	
	担当者氏名（※2）	
	住所	
	電話番号	
導入内容	メーカー名	
	車名・形式	
	自動車検査証交付日	
	使用者（※3）	
	使用者住所（※3）	

※1 事業者又はリース事業者の場合は、代表者の職及び氏名

※2 町民の場合記載不要

※3 リース事業者の場合のみ記載

様式第3号(第5条関係)

様式第3号（第5条関係）

収支決算書

1 収入の部

（単位）

項 目	決 算 額	摘 要
自己資金		
国補助金		
県補助金		
町補助金		
合 計		

※国又は県補助金を申請中の場合は、その申請額を記載の上摘要欄にその旨記載すること。

2 支出の部

（単位）

項 目	決 算 額	摘 要
車両本体		
合 計		

様式第4号(第5条関係)

様式第4号（第5条関係）

暴力団等反社会的勢力でないことの表明及び確約に関する同意書

浪江町長

- 1 私は、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業その他これらに準ずる者（暴力団員でなくなった日  
年を経過しない者）（以下「暴力団員等」という。）に該当しないこと及び次の各号のいずれにも  
ないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。
  - （1）暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
  - （2）暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
  - （3）自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもつ  
など、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
  - （4）暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認めら  
れる関係を有すること。
  - （5）役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有  
と。
- 2 私は、自ら又は第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約しま  
す。
  - （1）暴力的な要求行為
  - （2）法的な責任を超えた不当な要求行為
  - （3）取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
  - （4）風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて浪江町の信用を毀損し、又は浪江町の業務を妨  
行為
- 3 私は、暴力団員等若しくは第1項各号のいずれかに該当し、若しくは前項各号のいずれかに  
る行為をし、又は第1項の規定に基づく表明又は確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、  
取引を継続することが不適切である場合には、私は浪江町から請求があり次第、浪江町に対する  
債務の期限の利益を失い、直ちに債務を弁済します。
- 4 上記に関して不法行為があった場合は法的措置（民事又は刑事）を講じられても構いません。
- 5 貴職において必要と判断した場合に、別添の役員一覧等により提出する当方の個人情報等を警  
供し、表明及び確約事項を確認することについて同意します。

記入日 年 月

浪江町長

住 所

氏 名

様式第5号(第5条関係)

様式第5号(第5条関係)

保管場所自認書

浪江町次世代自動車導入補助金交付申請において、私の保有する次世代自動車が町内か

浪江町長 殿

【自動車の本拠の位置】 住所

【自動車の保管場所の位置】 住所

【申請者】 住所

氏名

備考 本書類は自動車保管場所届出書(車庫証明書)が発行されない軽自動車に限り提出

様式第 6 号 (第 6 条関係)

浪江町指令第 号

住 所

氏 名

浪江町次世代自動車導入補助金交付 (不交付) 決定通知書

年 月 日付で交付申請のあった浪江町次世代自動車導入補助金交付については、浪江町次世代自動車導入補助金交付交付要綱第 6 条の規定により下記のとおり決定したので通知します。

年 月 日

浪江町長 印

記

- 1 補助金交付決定額 金 円
- 2 補助金の交付条件  
この事業の目的に反し、他に使用してはならない。

様式第7号（第7条関係）

年 月 日

浪江町長

住 所

氏 名

㊞

浪江町次世代自動車導入補助金交付請求書

年 月 日付浪江町指令第 号で交付決定のあった浪江町次世代自動車導入補助金について、その事業が完了したので、浪江町次世代自動車導入補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり請求します。

記

補助金交付決定額 金	円
今回請求額 金	円

様式第 8 号 (第 9 条関係)

年 月 日

浪江町長

申請者 住 所

氏 名

(電話 - - )

※事業者又はリース事業者の場合は、事業者名、代表者職及び氏名

※申請者本人及び事業者は、代表者本人の直筆の場合、押印不要

処分承認申請書

年 月 日付浪江町指令第 号による補助金等交付決定通知に係る補助対象を処分したいので、浪江町次世代自動車導入補助金交付要綱第 9 条の規定により次のとおり申請します。

補助事業の名称	浪江町次世代自動車導入事業
種別・メーカー名・車名・形式	
処分の方法	売却・譲渡・交換・貸与・担保・廃棄・その他 ( )
処分の時期	
処分の理由	